ID:　20

担当部署:　総務部 総務室 法務コンプライアンス課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	芦屋市手数料条例　第7条
例規番号	平成12年条例第8号

【根拠条文】

（過料）

第7条　詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日